

新型コロナウイルス感染症対策に係る支援の拡大を求める意見書

(原案可決)

新型コロナウイルス感染症は、昨年6月の緊急事態宣言解除以降、8月をピークに一旦減少の傾向にあったものの、10月以降に再拡大の兆候が始まり、再び医療の提供体制にもひっ迫の状況が生じている。北海道においては、政府による緊急事態宣言の発令に先駆けた独自の警戒ステージの引き上げや集中対策期間の設定、飲食店などに対する協力要請の実施などにより、道民が一丸となり、感染拡大の防止に努めてきた。休業や営業時間短縮の要請は、札幌市内の一部の事業者に限定されているが、道民の外出や飲食店での飲食についても自粛ムードが広がり、恵庭市内の事業者でも休業や営業時間の短縮などを余儀なくされるなど、飲食業を中心に大きな影響が生じている。

国においては、飲食店の取引先支援のため、緊急事態宣言発令地域において、給付金の支給を検討されているものの、早期から感染防止の取り組みに協力し、長期間の影響を受けている道内事業者は、一時金の支給対象となっていない。

このことから、道内においても、特に影響の大きい事業者が事業を継続できるよう、下記の通り、緊急支援策の対象拡大を行うことを強く要望する。

記

- 1 北海道独自の休業要請、営業時間短縮の対象店舗以外でも、大きく影響を受けた事業者への支援を北海道の責任において行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年1月26日

北海道恵庭市議会

台湾の世界保健機関（WHO）へのオブザーバー参加を求める意見書

(原案可決)

今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行は、人類全体に対する脅威であり、国際化の進展に伴う人々の往来が加速する現代において、そのまん延を防止していくためには、世界的な公衆衛生対策の強化と国際協調が不可欠となっており、空港や港での検疫や渡航制限などの水際対策の強化が求められている。

こうした中、台湾は、これまでの重症急性呼吸器症候群（SARS）の経験を生かし、優れた防疫システムを構築しており、今回の新型コロナウイルス感染症においても迅速な感染拡大防止策を講じ、封じ込めに一定の成果を収めている。

しかしながら、世界保健機関（WHO）への正式な参加が認められておらず、平成29年以降オブザーバー参加も認められていない状況にあり、台湾での感染例や予防措置の詳細な情報が国際的に共有されていない実態にある。

恵庭市においては、台湾との友好と親善を図ることを目的に恵庭日台親善協会が設立され、経済・文化などの諸分野における交流を行い、良好な関係の構築に努めており、さらなる都市間交流の進展を期待しているところである。

こうした状況の中、新型コロナウイルスの感染拡大防止には、全世界が一致団結して協力体制を築くことが重要であり、台湾における感染防止に係る各種情報が早期終息の一助になり得るものと考え

る。よって、国会及び政府においては、感染症対策に地理的な空白を生じさせないためにも、保健衛生分野の豊富な知見・経験を持つ台湾について、世界保健機関（WHO）の年次総会へのオブザーバー参加を引き続き支持するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和3年1月26日

北海道恵庭市議会

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、外務大臣、厚生労働大臣
宛各通